

元長薬発第 1086 号
令和 2 年 2 月 13 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施について、長野県環境部長より別添のとおり通知がありました。

本通知は、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）で示されている医療機関から排出される感染性廃棄物への対応等の内容に準拠し、医療機関等から排出される廃棄物の適正処理が安全かつ安定的に行われるよう求めるものです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

長野県薬剤師会 担当：保険医療課 中島・大塚・桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075 E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp
--

元資第 323 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 10 日

(一社) 長野県薬剤師会長 様

長野県環境部長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施について (通知)

このことについて、令和 2 年 2 月 4 日付け「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」で通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付け環循適発第 20013010 号及び環循規発第 20013027 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成 21 年 3 月)で示されている医療機関から排出される感染性廃棄物への対応等の内容に準拠し、医療機関等から排出される廃棄物の適正処理が安全かつ安定的に行われるよう、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」は以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ : <https://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/guideline.pdf>

長野県環境部資源循環推進課

課長 : 伊東 和徳

担当 : 廃棄物審査係 山崎 千晴

廃棄物政策係 牛山 健

電 話 : 026-235-7164 (直通)

FAX : 026-235-7259

Eメール : junkan@pref.nagano.lg.jp

環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知)

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月)(<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>)に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年3月)(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>)において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴職におかれても指導監督始め必要な措置の実施に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参 考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

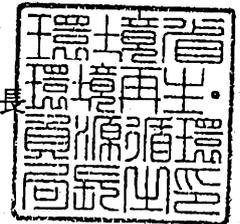
環循適発第 20013010 号

環循規発第 20013027 号

令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容について御理解の上、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、引き続き御協力いただくとともに、改めて貴会会員への周知等お願いします。

参考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

環循適発第 20013010 号

環循規発第 20013027 号

令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会 長 永 井 良 一 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manuall.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴連合会におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知徹底をお願いします。

参 考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html